楠台自治会会則

（名称及び事務所）

第1条 本会は、楠台自治会と称し、事務所を楠台自治会館内に置く。

（目 的）

第2条 本会は、会員の共通の利益を増進し、併せて会員相互の親睦と福祉及び文化生活の向上に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 親睦と福祉の向上に関すること。
(2) 環境整備と公衆衛生に関すること。
(3) 防犯と防災に関すること。
(4) 道路と交通安全に関すること。
(5) 広報に関すること。
(6) その他目的達成に必要なる事柄。

（会 員）

第4条 本会の会員は、河内長野市楠台に居住するすべての者とする。

（会員の権利・義務）

第5条 本会の会員は、会員としてのすべての権利を平等に受けるものとする。なお権利にともなう義務をはたすものとする。

（規 約）

第6条 本会則で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

（構 成）

第7条 本会は、8ブロックをもって構成し、各ブロックに班を置く。

（役 員）

第8条 役員等の定数は、次のとおりとする。

(1) 役　　員 20名以内
(2) 会計監査 2名以内
(3) 相 談 役 若干名
(4) 専門委員 若干名

2 会計監査は、役員の任務を兼務しないものとする。

（役員及び会計監査の任期）

第9条 役員及び会計監査の任期は、次のとおりとする。

(1) 役　　員 1年
(2) 会計監査 1年

ただし、会計監査を除く他の役員の再選を妨げない。

2 役員及び会計監査の任期は、前項に定めるほか、後任者が選出されるまでの間、その職にあって、その任務を負うものとする。

3 補欠のため選任された役員及び会計監査の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第10条 役員のうち1名を会長、8名をブロック長とし、他を各担当部長及び副部長とする。

2 会長は本会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、総務部長、会計部長をもって充てる。

4 各担当役員は、次の各部を担当し、部員相互の意思の疎通を図り、担当業務について立案・実施の任にあたる。

(1) 総務部　(2) 会計部　(3) 広報部
(4) 生活安全部　(5) 文化厚生部
(6) 会館運営部　(7) 自主防災委員会

（会計監査の職務）

第11条 会計監査は、いつでも会計の帳簿及び書類を閲覧若しくは謄写し、又は役員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査は、その職務を行うため、特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員及び会計監査の忠実業務）

第12条 役員及び会計監査は、会則及び規約並びに代議員会の議決を遵守し、忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員及び会計監査の選任）

第13条 役員及び会計監査の選任は、代議員会の議決による。

2 前項の議決は推薦委員会において推薦された者（以下「候補者」という）について行う。

3 役員・会計監査推薦委員会のメンバーは、役員がこれにあたる。

4 第1項の議決は、拍手又は挙手によって行

う。ただし、代議員会出席者の3分の2以上の多数による議決により、その他の方法を定めた場合はその方法による。

5　2人以上の役員及び会計監査を選任する場合は、第1項の議決は、上記推薦委員会によって予め役職別に振り分けられた全候補者について、一括して行うものとする。

6　役員又は会計監査に欠員が生じたときは、役員会がその議決を経て推薦する後任候補者について、代議員が無記名投票を行い、半数以上の有効投票のうち過半数の賛成をもって決するものとする。後任者が選任されるまでは、会長が、会員のうちから代行者を選んで当該職務を委嘱することができるものとし、委嘱された者は役員として当該任務を果たすものとする。

7　次の事項に該当する場合は役員の選任を免除する。

・満80歳以上で、健康上または身体的な理由により職務の遂行が困難と認められる場合
・要介護認定1を受けている場合
・歩行に支障がある方や難聴の方の場合

前項の免除を希望する者は、所定の様式により会長に申請し、役員会の承認を得るものとする。

（相談役及び専門委員）

第14条 本会は、相談役及び専門委員を置くことができる。

2　相談役及び専門委員は、本会員のうちから役員会の議を経て、会長が委嘱する。

（会 議）

第15条 会議は、総会、代議員会、役員会及び委員会とする。ただし、総会・代議員会は議決機関、役員会は執行機関、委員会は諮問機関とする。

（代議員会）

第16条 本会は、代議員会を置く。

（代議員の定数）

第17条 本会の代議員の定数115名以内とする。

（代議員の任期）

第18条 代議員任期は1年とする。

（代議員の選出）

第19条 代議員は、ブロックごとに、そのブロックに属する会員のうちから互選する。

2　代議員の選出は、ブロック単位に、班の構成人員が10名までは1名、11～20名までは2名とする。

3　代議員が1名の班は新班長が、2名の班は、新旧班長が務める。

4　代議員に欠員が生じたときは、第1項の規定を準用し、前任者の所属ブロック（班）から互選によって後任者を選出するものとする。

5　次の事項に該当する場合は班長の選任を免除する。

・満80歳以上で、健康上または身体的な理由により職務の遂行が困難と認められる場合
・要介護認定1を受けている場合
・歩行に支障がある方や難聴の方の場合

前項の免除を希望する者は、所定の様式により会長に申請し、役員会の承認を得るものとする。

（代議員の招集）

第20条 代議員会は通常代議員会及び臨時代議員会とする。

2　通常代議員会は、毎年3月中に開催する。臨時代議員会が必要あるときは、役員会の議決を経て、会長が招集する。

（代議員会招集の手続）

第21条 代議員会の招集は、会日の7日前までに到着するように、会議の目的及び事項並びに日時及び場所を記載した書面を各代議員に発するものとする。

（書面又は代理人による議決権の行使）

第22条 代議員は、前条の規定に基づいてあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2　代理人が代理することができる代議員の数は1人とする。

（緊急議案）

第23条 代議員会において、出席した代議員（書面により又は代理人として議決権を行使するものを除く）が代議員の半数以上であり、

かつ、出席した代議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第21条の規定に基づいてあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(代議員会の議事)

第24条 代議員会の議事は、代議員の半数以上が出席し、その過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議決の方法については、第13条第4項の規定を準用する。

(代議員会の議長)

第25条 代議員会の議長は、代議員会に出席した代議員のうちから選任する。

(代議員会の議決事項)

第26条 代議員会は、次の事項を議決する。

(1) 会則の改廃に関する事項
(2) 規約・規程等の改廃に関する事項
(ただし、第37条に該当するものを除く)
(3) 役員改選に関する事項
(4) 事業計画及び収支予算の決定
(5) 事業報告及び収支決算の承認
(6) その他役員会において必要と認めた事項

(代議員会の議事録)

第27条 代議員会の議事録は、議長及び出席した役員が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開催通知の年月日及びその方法
(2) 開会の日時及び場所
(3) 代議員の数、及び出席者数
(4) 議事の経過要領
(5) 議案別の議決の結果(可決・否決の別及び賛否の数)

(役員会の招集)

第28条 役員会は、会長が招集する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、役員会の議を経て、他の役員が招集する。

3 役員は、必要があると認めるときは、いつでも会長に対し、役員会を招集すべきことを請求することができる。

4 正当な理由がないのに、要求した日から7日以内に会長が役員会の招集手続きをしないときは、前項の役員が、自ら役員会を招集することができる。

(役員会招集の手続)

第29条 役員会の招集は、会日の5日前までに日時及び場所を、各役員に通知してするものとする。ただし、役員全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(役員会の議事)

第30条 役員会の議事は、役員会の過半数が出席し、その過半数で決する。

(役員の書面議決)

第31条 役員は、やむを得ない理由のあるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により、議決に加わることができる。

(役員会の議決事項)

第32条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 代議員会又は総会の提出する議案
(2) その他業務の執行に関する事項であって、役員会が必要と認める事項

(役員会の議長及び議事録)

第33条 役員会においては、会長がその議長となる。ただし、別途司会者を委嘱することを妨げない。

2 役員会の議事録については、第27条の規定を準用する。ただし、役員全員の合意があるときは、役員会の「協議事項」等に記入したものを代用することができる。

(総会の議決事項)

第34条 総会は、本会の解散、合併又は事業全部の譲渡、その他会長が必要と認める場合に限り、議決することができる。

(総会の招集)

第35条 総会は、前条の掲げる事項を議決する必要があるときに限り、役員会の議決を経て、会長が招集する。

2 総会は、前項に定める方式のほか、会員全戸に配付する書面を用いての書面総会に変えることができる。

(代議員会の規定の準用)

第36条 総会については、第21条から第25条までの規定を準用する。

(委員会)

第 37 条 本会の業務執行に関し、各部とは別に、自治会役員会の議決により委員会を置くことができる。

2　委員会は、役員会から委託された場合、緊急を要する事項について、役員会に代わり決定・執行の権限を持ちうる場合もあることとする。ただし、自治会の資金の使用又は資産や負債の変動をともなう事項の決定・執行についてはこの限りではない。また、緊急を要する事項であっても、そうした決定・執行は、後日、役員会の承認を得ることによって、はじめて正式に効力を生じるものとし、承認が得られなかった場合、行為時にさかのぼって無効とする。

3　本条第 2 項の規定は、本会則に基づく当自治会の関連規約にも直ちに適用されるものとする。

4　決定・執行の権限を持ちうる委員会に関しては、設置(主旨・目的を明示し)は、代議員会の議決事項とする。

5　委員会の目的・権限・組織・運営に関する事項などは規約で定めることとするが、同規約の設定・改廃は自治会役員会の議決事項とする。

(部員会)

第 38 条 本会の業務の立案・執行に関し、部員会を置くことができる。

2　部員会は、担当部長が招集し、議長となる。

(班長会)

第 39 条 本会の業務案執行に関し、正確な意思の疎通を図るため班長会を置くことができる。

2　班長会は、担当のブロック長が招集し、議長となる。

3　合同班長会は、会長がこれを招集し、議長となる。ただし、別途司会者を委嘱することを妨げない。

(会 計)

第 40 条 本会の経費は会費及びその他の収入をこれに充てるものとし、会計年度は毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月末日に終るものとする。

(会 費)

第 41 条 本会の会費は、事業計画に応じて、1 ヶ月 1 世帯につき、その金額を代議員会で決定する。

2　会費は、半期ごとに班長、ブロック長を経て、会計部に納入する。

3　必要な場合、役員会の議を経て代議員会で決定し、臨時会費を徴収することができる。

4　途中入会者については、翌月の 1 日から起算して会費を徴収する。

5　脱会するものは、既に納付した会費の返還を請求することはできない。

6　脱会するものは、本会の資産に対して何等の権利を持たないものとする。

(会館協力金の払い戻し)

第 42 条 会館協力金を納入し、払い戻しを受けていない者は、自治会に対し払い戻しの請求ができる。ただし、転出時に協力金の寄付を申し出た場合を除く。

2　協力金の払い戻しの請求があった場合には、会館協力金基本台帳を確認し、未返却者には、速やかに返却する。

3　会館協力金を返却する場合に、現金書留などによる場合は、8,000 円の納入額から必要経費を差引いた金額を送金する。

4　返却先不明のため、未返却となっている預かり金については、「保留金」として一般会計とは区分し別管理金として保留する。

5　保留した別管理金は、2027 年度を目途に一般会計に組入れ、その後の返金は、一般会計から支出する。

(細則等への委任)

第 43 条 本会則の施行に際し、会長は、代議員会の承認を経て細則等を設けることができる。

補　則

第 44 条 会長に選任されたブロックは、役員 1 名を補充することができる。

第 45 条 本会則と本会則に基づく当自治会の関連規程・規約等との間に解釈上の不一致が生じた場合、本会則の規定が優先して適用されるものとする。

附　則

本会則は昭和 47 年 6 月 1 日から施行する。
昭和 54 年 4 月改正
昭和 57 年 4 月改正
昭和 60 年 4 月改正
平成 6 年 4 月改正
平成 14 年 4 月改正
平成 21 年 4 月改正
平成 22 年 4 月改正
平成 24 年 4 月改正
平成 29 年 4 月改正
令和 2 年 4 月改正
令和 8 年 4 月改正